１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 子供の保育

ア　保育の意義

イ　保育の方法

ウ　保育の環境

(2) 子供の発達

ア　子供の発達の特性

イ　乳児期の発達

ウ　幼児期の発達

(3) 子供の生活と養護

ア　乳幼児期の生活の特徴と養護

イ　生活習慣の形成

ウ　健康管理と事故防止

(4) 子供の福祉

ア　児童観の変遷

イ　児童福祉の理念と関係法規・制度

ウ　子供の福祉を支える場

(5) 子供の文化

ア　子供の文化の意義

イ　子供の遊びと表現活動

ウ　子供の文化を支える場

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　実際に子供と触れ合う学習ができるよう，幼稚園，保育所，認定こども園及び地域の子育て支援関連施設などと連携を図り，指導の充実に努めること。

イ　子供の発達や生活の特徴について，保育と関連付けて理解できるよう指導を工夫すること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)のアについては，適切な養護と教育的な関わりを営む保育の重要性を扱うこと。イについては，具体的な事例を通して心身の状態や発達に応じた保育を扱うこと。ウについては，保育環境としての家庭及び幼稚園，保育所や認定こども園などの役割を扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)のアについては，子供が主体的に環境に関わることによって心身の発達が促されることや，発達における個人差などを扱うこと。また，乳幼児期は，特に，基本的人間関係の樹立のために「愛着」が重要であることを具体的な事例を通して扱うこと。イ及びウについては，月齢や年齢に応じた発達の姿を，身体発育，運動機能，認知機能，情緒，人間関係などの様々な発達の側面から全体的に捉えられるよう扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)のイについては，子供の健康な生活に必要な食を営む力など基本的生活習慣の形成の基礎についても扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(4)のイについては，児童福祉に関する基本的な法規の目的と概要を扱うこと。

オ　〔指導項目〕の(5)のアについては，子供のための文化活動，児童文化財，児童文化施設などの重要性を扱うこと。イについては，具体的な活動を通して子供の遊びや表現活動の意義を扱うこと。その際，遊びの重要性及び遊びの種類と発達との関わりについても扱うこと。ウについては，子供の遊びや表現活動を支える代表的な施設を取り上げ，その意義と活用を扱うこと。

第６　保育実践

１　目　標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，保育を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 子供の表現活動や子育て支援について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 保育や子育て支援に関する課題を発見し，子供を取り巻く環境の変化に対応した保育を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 保育の充実を目指して自ら学び，保育や子育て支援の実践に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

２　内　容

１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 子供の表現活動と保育

ア　造形表現活動